

援用権の喪失 宅建 H21-03-4 《#535》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対し建物を賃貸し、月額 10 万円の賃料債権を有している。Bが、賃料債権の消滅時効が完成した後にその賃料債権を承認したときは、消滅時効の完成を知らなかったときでも、その完成した消滅時効の援用をすることは許されない。

【答え】 正しい

《ポイント》 援用権の喪失【★頻出知識】

債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、爾後（以後）その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されない。（最大判昭 41.4.20）